



# 第113期 定時株主総会招集ご通知

## 日時

2022年6月29日（水）午前10時

## 場所

愛知県春日井市愛知町1番地  
当社会議室

## 議決権行使期限

株主総会当日にご出席されない場合は、  
書面またはインターネットにより、  
2022年6月28日（火）午後5時までに  
議決権を行使くださいますようお願い  
申し上げます。

## 目次

第113期定時株主総会招集ご通知 …	2
(添付書類)	
事業報告 ……………	5
連結計算書類 ……………	22
計算書類 ……………	35
監査報告書 ……………	44
株主総会参考書類(議案および参考事項) …	50
第1号議案  剰余金の配当の件	
第2号議案  定款一部変更の件	

## 新型コロナウイルス感染拡大防止策について

### ● 株主様へのお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。

### ● ご出席される株主様へのお願い

- ・会場入口には、アルコール消毒液を設置いたします。アルコール消毒液のご使用とマスク着用のご協力をお願いいたします。
- ・体調不良がうかがわれる方には、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・メイン会場が満席となった場合には、第2会場にご案内させていただきます。
- ・株主総会会場は、状況により、窓を開け換気を行います。空調設備による温度調節が困難となる場合もございます。何卒ご容赦くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会後の当社役員と株主様との懇親会は中止いたします。

(証券コード 6623)  
2022年6月8日

株 主 各 位

愛知県春日井市愛知町1番地



代表取締役社長 小林和郎

## 第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、書面またはインターネットによって議決権を行使することをご検討くださいますようお願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

- |                 |   |  |       |
|-----------------|---|--|-------|
| 1. 日            | 時 | 2022年6月29日（水曜日）  | 午前10時 |
| 2. 場            | 所 | 愛知県春日井市愛知町1番地  | 当社会議室 |
| 3. 目的事項<br>報告事項 |   | 1. 第113期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役<br>会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第113期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |       |
| 決議事項            |   |  |       |
| 第1号議案           |   | 剰余金の配当の件   |       |
| 第2号議案           |   | 定款一部変更の件   |       |

以 上

添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aichidenki.jp>）に掲載させていただきます。

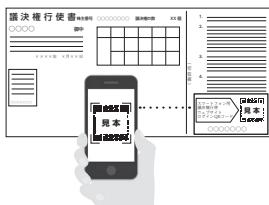


# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

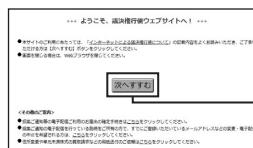
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## (添付書類)

# 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染再拡大、ウクライナ情勢により世界的なサプライチェーンの混乱や資源価格の高騰などの影響がでており、先行き不透明な状況となっています。当社グループにおきましては、半導体・電子部品の調達難や原材料価格の高騰の影響を受けましたが、電動車の普及拡大や電子機器産業の活況を受け、事業環境は期を通じて良好に推移しました。

こうした状況下、創立80周年を迎えた当期は、「中期経営計画2023～確かな技術で未来をひらく～ 変革と挑戦」で掲げた新製品・新事業への挑戦と既存事業の競争力強化に取り組みました。電力機器事業では、配電系統高度化製品の開発や新エネルギー関連の市場開拓、一般産業向け製品の拡販を進める一方、工場リニューアルやTPSかいぜん活動、品質抜本改革活動など、QCD（品質、コスト、納期）強化の取り組みを進めました。回転機事業では、車載空調圧縮機用モータやパッケージ基板用コアの需要拡大に対応すべく生産設備増強を進めるとともに、新規・代替調達先の開拓による部品・材料の確保に努めてきました。

当期の連結業績につきましては、回転機事業が好調に推移したことにより、前期比で増収増益となりました。売上高は前期比24.8%増の943億8千1百万円、営業利益は59.5%増の66億6千7百万円、経常利益は67.7%増の79億6千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は66.7%増の55億6千4百万円となりました。

(セグメント別の状況)

<電力機器事業>

売上高は前期比2.0%増の284億1千万円、セグメント利益は前期比16.9%減の29億6千1百万円となりました。制御機器が減少したものの、小型変圧器が好調に推移したことにより、売上高は前期並みとなりました。セグメント利益は材料高騰の影響を受け、減益となりました。

<回転機事業>

売上高は前期比38.1%増の659億7千1百万円、セグメント利益は前期比139.4%増の54億8千9百万円となりました。車載・建物空調圧縮機用モータやパッケージ基板用コアなどが全般的に好調に推移したことにより、大幅な増収増益となりました。

(セグメント別売上高)

セグメント	2020年度 (前期)		2021年度 (当期)		増減率 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
電力機器事業	27,845	36.8	28,410	30.1	2.0
回転機事業	47,774	63.2	65,971	69.9	38.1
全セグメント計	75,619	100.0	94,381	100.0	24.8

(2) 設備投資の状況

当期は、プリント配線板の生産設備増強および車載空調圧縮機用ハーメティックモータの生産ライン増強、小型変圧器工場リニューアルなど、総額で78億8千3百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当期の資金調達として、記載すべき重要な事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループを取巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染再拡大の影響やウクライナ情勢による資源価格高騰、送配電会社の託送コスト抑制による競争激化などが懸念されますが、電動車の普及加速や再生可能エネルギーの導入促進、半導体市場の高成長により、車載空調圧縮機用モータや配電系統高度化機器、パッケージ基板用コアなどの分野では需要の伸びが見込まれます。当社グループとしては、引き続きQCD向上による一層の競争力強化に努めるとともに、成長分野への積極投資を進めることで、持続的な事業の成長を目指してまいります。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期・年度	第110期 2018年度	第111期 2019年度	第112期 2020年度	第113期 2021年度
売上高	(百万円)	80,034	75,030	75,619	94,381
経常利益	(百万円)	4,852	3,306	4,751	7,966
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	3,109	2,735	3,338	5,564
1株当たり当期純利益	(円)	327.66	288.27	351.77	586.37
総資産	(百万円)	90,156	88,685	96,196	110,304
純資産	(百万円)	53,674	54,395	57,488	63,508

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社 愛工機器製作所	486	100.0	プリント配線板の製造販売
岐阜愛知電機株式会社	40	100.0	変圧器の製造販売、電気・通信工事の設計施工
寿工業株式会社	90	※81.1	非鉄金属の鋳造加工販売
白鳥恵那愛知電機株式会社	40	100.0	空調圧縮機用ハーメティックモータ、樹脂成型部品等の製造販売
長野愛知電機株式会社	80	※100.0	電子機器・高圧電源の製造販売、発電電・送電工事の設計施工
蘇州愛知科技有限公司	2,600	100.0	建物空調圧縮機用ハーメティックモータの製造販売
蘇州愛知高斯電機有限公司	3,520万米ドル	75.0	車載空調圧縮機用ハーメティックモータ・駆動用モータの製造販売
広州愛知電機有限公司	2,500 万元	※100.0	建物空調圧縮機用ハーメティックモータの製造販売

(注) 1. ※印は間接所有を含む比率であります。

2. 寿工業株式会社に対する当社の出資比率には、長野愛知電機株式会社および株式会社愛工機器製作所を通じての間接所有分29.1%を含んでおります。

3. 長野愛知電機株式会社に対する当社の出資比率には、寿工業株式会社および岐阜愛知電機株式会社を通じての間接所有分33.1%を含んでおります。

4. 広州愛知電機有限公司に対する当社の出資比率は、蘇州愛知科技有限公司を通じての間接所有分であります。

## (7) 主要な事業内容

セグメント	主 要 製 品 名	
電力機器事業	変圧器	: 柱上変圧器、バランサ、自動電圧調整器 (SVR、TVR、STATCOM)、トップランナー変圧器、地上設置変圧器、大型変圧器、負荷時タップ切換変圧器、移動用変電所、中性点接地抵抗器、リアクトル
	制御機器	: デジタル式監視・保護制御装置、配電自動化システム、真空遮断器、配電用キュービクル
	電力システム	: 国内・外プラント工事、バイオガス発電システム、太陽光発電システム、小水力発電システム、パワーコンディショナ、粉体機器、温水ボイラ
回転機事業	小型モータ	: 車載空調圧縮機用ハーメティックモータ、建物空調圧縮機用ハーメティックモータ、くまとりモータ、コンデンサモータ
	プリント配線板	: 多層基板、パッケージ基板用コア
	介護用機器	: アクチエータ、アクチエータ用駆動制御装置
	その他	: ポンプ制御装置、シャッター開閉機、畜舎用換気扇、インバータ、ソレノイド、医療機器、非接触給電装置

## (8) 主要な営業所および工場

### ① 当社

区 分	所 在 地
本 社	愛知県春日井市愛知町1番地
工 場	本社 (愛知県春日井市) 東北 (宮城県白石市)
支 社	北海道 (北海道札幌市)      東北 (宮城県仙台市) 東京 (東京都中央区)      関西 (大阪府大阪市) 九州 (福岡県福岡市)      沖縄 (沖縄県那覇市)

② 子会社

会 社 名	所 在 地
(株)愛工機器製作所	愛知県春日井市
岐阜愛知電機(株)	岐阜県岐阜市
寿工業(株)	愛知県春日井市
白鳥恵那愛知電機(株)	岐阜県郡上市
長野愛知電機(株)	長野県長野市
蘇州愛知科技有限公司	中国江蘇省蘇州市
蘇州愛知高斯電機有限公司	中国江蘇省蘇州市
広州愛知電機有限公司	中国広東省広州市

(9) 従業員の状態

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,676名	179名 増加

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高（百万円）
株式会社 三菱UFJ銀行	3,236
株式会社 三井住友銀行	2,087

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 23,912,200株
- (2) 発行済株式の総数 9,500,000株
- (3) 株主数 6,772名
- (4) 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数(千株)	出資比率 (%)
中部電力株式会社	2,326	24.5
古河電気工業株式会社	565	5.9
TSUCHIYA株式会社	500	5.2
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プ ライズド ストック ファンド (プリンシパル オ ール セクター サポートフォリオ)	397	4.1
株式会社 三菱UFJ銀行	312	3.2
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口4)	303	3.1
重田康光	266	2.8
株式会社 川口興産	200	2.1
光通信株式会社	186	1.9
明治安田生命保険相互会社	175	1.8

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資比率は、自己株式 (4,634株) を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 林 和 郎	
常務取締役	宮 川 利 之	電力カンパニー社長
常務取締役	加 藤 忍	モータカンパニー社長 白鳥恵那愛知電機株式会社 代表取締役社長 蘇州愛知科技有限公司 董事長 蘇州愛知高斯電機有限公司 董事長
取締役	山 下 直 治	モータカンパニー副カンパニー長兼応用機器部長
取締役	田 島 久 嗣	電力カンパニー副カンパニー長兼制御機器部長
取締役	垣 原 正 樹	電力カンパニー副カンパニー長兼システム開発センター長兼品質保証部担当
取締役	須 田 芳 和	電力カンパニー副カンパニー長兼変圧器部長
取締役	横 手 幸 成	管理本部長兼経営企画部長
取締役	武 藤 宏 之	管理本部副本部長兼人事部長兼資材部長
取締役	浦 上 敬 一 郎	古河電気工業株式会社 執行役員営業統括本部中部支社長
取締役	瀬 尾 英 重	中央可鍛工業株式会社 社外取締役
監査役	細 江 秀 喜	(常勤)
監査役	片 岡 明 典	中部電力株式会社 常任監査役
監査役	橋 本 涉	シーキューブ株式会社 相談役

- (注) 1. 取締役 浦上 敬一郎氏および瀬尾 英重氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 片岡 明典氏および橋本 涉氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 浦上 敬一郎氏、瀬尾 英重氏および監査役 橋本 涉氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 堀 雅寿氏は、2021年6月29日に辞任いたしました。
5. 監査役 片岡 明典氏は、中部電力株式会社の経理部長および法務室、総務室、経理室、資材室、ビジネスソリューション・広報センター、経理センター、ITシステムセンター統括などを歴任し、財務および会計に関する相当程度の見識を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 浦上 敬一郎氏、瀬尾 英重氏、監査役 片岡 明典氏および橋本 渉氏との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

## (3) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

当社は、取締役会において上記方針につき、つぎのとおり決議いたしております。

#### ア. 基本報酬

基本報酬は月例固定報酬とし、取締役の役割と役位に応じて金額を決定し支給します。報酬水準は、外部調査機関による役員報酬調査データを参考としています。なお、社外取締役については基本報酬のみを支給します。

#### イ. 業績連動報酬

業績連動報酬は取締役賞与とし、会社業績と役員報酬の連動性を高めるため、当該年度の業績に応じて決定します。その業績指標は連結経常利益としています。なお、支給については、一定の業績を達成したときに実施します。

#### ウ. 報酬構成比

役員報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成されており、その構成比は、概ね80：20を目安とします。

#### エ. 報酬の支給時期

基本報酬および業績連動報酬は原則として在任中に支給します。

#### オ. 報酬決定の手続き

基本報酬および業績連動報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長であり、その範囲等を取締役会で決議し、当該取締役会の決議に基づき、代表取締役社長および各部門長で構成する報酬会議に委任し決定します。

なお、代表取締役社長を議長、独立社外取締役を構成員とする指名・報酬検討委員会の設置を2022年3月開催の取締役会において決議いたしました。

なお、取締役会は、上記方針について審議のうえ決議しており、取締役の報酬が上記方針に基づき支給されているものと判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	141 (7)	107 (7)	34 (-)	13 (3)
監査役 (うち社外監査役)	21 (5)	21 (5)	-	4 (3)
役員計 (うち社外役員)	163 (13)	129 (13)	34 (-)	17 (6)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含み71百万円）は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る賞与の支給見込額34百万円を含めております。
3. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容は連結経常利益であり、その実績は7,966百万円であります。当該指標を選択した理由は、会社の収益状況を示す財務数値であることからであります。業績連動報酬は、当該年度の業績に応じて決定しております。
4. 取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額3億1,200万円以内と決議しております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。当該株主総会終結時の取締役の員数は14名であります。
5. 監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第97回定時株主総会において年額4,320万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は4名であります。
6. 取締役の報酬額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長 小林 和郎氏であり、その範囲等を取締役会で決議し、当該取締役会の決議に基づき、代表取締役社長および各部門長で構成する報酬会議に委任し決定します。これは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長および各部門長が適切と判断したためであります。
- なお、代表取締役社長を議長、独立社外取締役を構成員とする指名・報酬検討委員会の設置を2022年3月開催の取締役会において決議いたしました。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 取締役 浦上 敬一郎

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

古河電気工業株式会社の執行役員を兼職しておりますが、当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。

###### イ. 取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

就任後の当事業年度開催の取締役会10回のすべてに出席しております。上場企業の執行役員として豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことにより、取締役会の監督機能に資することを期待しております。当社取締役会においては、積極的な発言をいただくなど、業務執行への監督、助言等適切な役割を果たしております。

##### ② 取締役 瀬尾 英重

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

中央可鍛工業株式会社の社外取締役に兼職しておりますが、当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。

###### イ. 取締役会への出席状況および発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席しております。上場企業の取締役経験者として豊富な経験と幅広い知識に基づき、客観的な立場から当社の経営に反映していただくことにより、取締役会の監督機能に資することを期待しております。当社取締役会においては、積極的な発言をいただくなど、業務執行への監督、助言等適切な役割を果たしております。

##### ③ 監査役 片岡 明典

###### ア. 取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

当事業年度開催の取締役会12回のうち11回、監査役会15回のうち14回に出席し、上場企業における常勤監査役として豊富な経験と高い見識に基づき発言を行っております。

##### ④ 監査役 橋本 渉

###### ア. 重要な兼職先と当社との関係

シーキューブ株式会社の相談役を兼職しておりますが、当社と同社との間には、特別な利害関係はありません。

###### イ. 取締役会および監査役会への出席状況ならびに発言状況

就任後の当事業年度開催の取締役会10回のうち9回、監査役会12回のうち10回に出席し、上場企業の取締役経験者として豊富な経験と幅広い知識に基づき発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

名古屋監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等  
監査業務に基づく報酬 30百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査報酬の過年度比較、報酬見積りの算出根拠などを確認し、報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、つぎのとおり決議いたしております。

当社は、株主、顧客、取引先をはじめとする社会全体からの信頼を得るため、会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定める。

### (1) 取締役および使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として毎月1回開催し、法令・定款に定める事項および経営上の重要事項を審議、決定するとともに取締役の業務執行を監督する。
- ② コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加する。
- ③ コンプライアンスの推進については、社員行動規範である「コンプライアンス10箇条」を定め、法令、社内規程および企業倫理の遵守に対する取締役等の意識を高め、良識と責任のある行動をとるよう取り組む。
- ④ コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善をはかるため、内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置する。
- ⑤ 社長直属の内部を監査する部門を設置し、各部門の業務執行状況等を監査し、その結果を常務会に報告する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書等の保存・管理については、法令および社内規程に基づき適切にこれを行うとともに、電子情報セキュリティポリシーを定め管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業運営に関する様々なリスクに対して的確に対応するため、リスク管理規程を定める。

- ② 経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり各部門が把握・評価し、取締役会および常務会において審議または報告を行う。
- ③ 災害による損失の軽減をはかるため災害対策規程を定め、経営に与える影響を最小限にする。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 常務会を原則として毎月2回開催し、業務執行に関する重要事項について多面的に審議する。
- ② 業務執行にあたっては、中期経営計画および年度経営方針を策定する。
- ③ 社内規程に各部門および各部署の業務分掌、権限を定め、取締役等の職務執行の適正および効率性を確保する。
- ④ 決裁にあたっては、審査部門等による審査を行う。

#### **(5) 反社会的勢力排除に向けた体制**

反社会的勢力に対しては、「『コンプライアンス10箇条』の具体的内容」において、毅然として対決することを定めるとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

#### **(6) グループ会社の業務の適正を確保するための体制**

- ① グループ会社の取締役を兼任している取締役等は、当該会社の業務執行状況等を把握し、グループ会社との連携をはかり、経営課題の解決に努める。
- ② グループ会社の統括部門を当社内に設置し、グループ会社から経営状況等に関する月次報告および重要事項の報告を受ける。また、当社の社長、取締役等およびグループ会社の社長とで構成する「関係会社社長会」を開催し、緊密な連携をはかる。
- ③ グループ全体のリスクを把握、管理するため、リスク管理に関する規程を整備する。
- ④ グループ会社の統括部門は、グループ会社に対し、コンプライアンスに関する教育、助言等を行う。また、主要なグループ会社に対しては非常勤役員を派遣し、コンプライアンスや経営全般に関する監視を行う。
- ⑤ グループ会社の業務運営が適正かつ効率的に実施されていることの内部監査を行い、その結果を社長および監査役に報告する。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制**

- ① 監査役職務の補佐を目的に、各部門から独立した組織として監査役直属の監査役グループを設置し、監査役制度が十分機能する体制をとる。
- ② 監査役グループに必要な使用人を配置し、監査役からの指示の実効性を確保する。
- ③ 監査役グループに所属する使用人は取締役の指揮・命令を受けず、その異動・評定にあたっては監査役の意向を尊重する。
- ④ 取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役グループに所属する使用人に不利益を及ぼさない。

**(8) 監査役への報告に関する体制**

- ① 各部門に係る事業の概況を監査役に報告するほか、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書等について監査役の閲覧に供する。
- ② 当社監査役、子会社監査役および内部監査を担当する部門長は、定期的に監査連絡会を開催し、情報連絡を行う。監査連絡会では、子会社監査役および内部監査を担当する部門長から当社監査役に対し、子会社取締役会での審議事項、子会社監査の実施状況等を報告する。
- ③ 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いを行わない。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役職務の執行に関する費用については、監査役グループが予算を計上し、監査役の請求に従い当社が負担する。
- ② 内部監査を担当する部門および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。
- ③ 社長は、監査役と代表取締役が経営全般に関して意見交換する機会を設ける。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) 取締役および使用人（以下「取締役等」という）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催し、株主総会に関する事項、会社の組織に関する事項、業務に関する基本方針の設定および会社の計算に関する重要事項等について、法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議しております。

内部通報窓口である「ヘルプライン」を設置し、不正行為等の未然防止に努めております。

コンプライアンス委員会を定期的で開催し、コンプライアンス諸施策の実施状況、内部通報窓口である「ヘルプライン」の運用状況、重要な法務等について報告しております。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

電子情報セキュリティポリシーに則り、情報セキュリティ教育を実施するとともに、全社的に情報漏えい防止策を展開しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規程」に基づき、各部門長より事業遂行に重大な影響を及ぼす可能性のある各種リスクについて経営会議に報告され、重要度に応じてリスクへの対策および対応をはかっております。

また、大規模災害時の指針となる事業継続計画（BCP）を策定するほか、「災害対策規程」に基づき、防災訓練および全社避難訓練等を実施しております。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

常勤役員による常務会を原則として毎月2回開催し、重要な業務実施の基本方針・基本計画に関する事項、重要な個別執行業務に関する事項等について、業務の適正性および効率性等の観点から審議しております。

**(5) 反社会的勢力排除に向けた体制**

警察当局や外郭団体等と情報交換を行うなど、適宜連携をはかっております。

**(6) グループ会社の業務の適正を確保するための体制**

連結子会社8社の取締役・董事に当社取締役等を、連結子会社6社の監査役・監事に当社使用人を派遣し、取締役会や重要な会議に出席しております。また、グループ会社の統括部門は、「グループ会社管理規程」に基づきグループ会社の経営情報の収集・集計・分析および重要事項等に関する調査等を実施するほか、グループコンプライアンス教育を実施し、グループ全体のコンプライアンス意識の向上に努めております。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性および監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制**

監査役の職務を補助すべき使用人として、取締役から独立した監査役会事務局に専任スタッフ2名を配置し、監査役の職務遂行に必要な情報提供等補佐を行っております。

**(8) 監査役への報告に関する体制**

監査役は、取締役会および常務会など重要な経営会議へ出席するほか、連結子会社監査役および内部監査部門と定期的な会合を開催し、グループ会社の業務および監査状況等の報告を受けております。また、取締役等は、稟議書その他重要会議資料等を監査役に提供しております。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

内部監査部門および会計監査人は、監査役に監査計画の内容を説明するとともに、期中・期末の監査結果を報告しております。また、社長と監査役は、監査計画および監査結果等について、適宜意見交換を行っております。

---

(注) 事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>74,179</b>	<b>流動負債</b>	<b>37,027</b>
現金及び預金	17,147	支払手形及び買掛金	12,813
受取手形	975	電子記録債務	12,261
電子記録債権	10,275	短期借入金	2,468
売掛金	26,366	1年内返済予定の長期借入金	624
商品及び製品	7,191	リース債務	292
仕掛品	3,875	未払費用	3,047
原材料及び貯蔵品	6,772	未払法人税等	1,304
その他	1,632	未払消費税等	88
貸倒引当金	△57	賞与引当金	964
		その他	3,163
<b>固定資産</b>	<b>36,124</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,768</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>24,988</b>	長期借入金	3,757
建物及び構築物	8,052	リース債務	1,402
機械装置及び運搬具	8,702	繰延税金負債	239
工具・器具及び備品	1,386	退職給付に係る負債	2,963
土地	4,054	その他	1,405
リース資産	1,547		
建設仮勘定	1,245		
<b>無形固定資産</b>	<b>509</b>	<b>負債合計</b>	<b>46,796</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,626</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	6,512	<b>株主資本</b>	<b>59,439</b>
繰延税金資産	3,368	資本金	4,053
その他	1,006	資本剰余金	1,957
貸倒引当金	△260	利益剰余金	53,444
		自己株式	△16
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,790</b>
		その他有価証券評価差額金	1,119
		為替換算調整勘定	2,179
		退職給付に係る調整累計額	△508
		<b>非支配株主持分</b>	<b>1,278</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>63,508</b>
<b>資産合計</b>	<b>110,304</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>110,304</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2021年4月 1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		94,381
売 上 原 価		79,612
売 上 総 利 益		14,768
販売費及び一般管理費		8,100
営 業 利 益		6,667
営 業 外 収 益		1,466
受取利息及び配当金	165	
持分法による投資利益	56	
為替差益	538	
屑消耗品売却額	378	
その他の	327	
営 業 外 費 用		166
支払利息	89	
その他の	76	
経 常 利 益		7,966
特 別 利 益		34
固定資産売却益	34	
特 別 損 失		148
固定資産除却損	47	
固定資産売却損	6	
退職給付制度変更による損失	79	
その他の	14	
税金等調整前当期純利益		7,853
法 人 税 等		2,296
法人税、住民税及び事業税	2,231	
法人税等調整額	65	
当 期 純 利 益		5,557
非支配株主に帰属する当期純利益		△7
親会社株主に帰属する当期純利益		5,564

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月 1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	4,053	1,957	48,810	△15	54,805
当期変動額					
剰余金の配当			△930		△930
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,564		5,564
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	4,634	△0	4,633
当期末残高	4,053	1,957	53,444	△16	59,439

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当期首残高	1,370	736	△578	1,528	1,154	57,488
当期変動額						
剰余金の配当						△930
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,564
自己株式の取得						△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△250	1,442	70	1,262	123	1,385
当期変動額合計	△250	1,442	70	1,262	123	6,019
当期末残高	1,119	2,179	△508	2,790	1,278	63,508

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び名称 8社

(株)愛工機器製作所、寿工業(株)、岐阜愛知電機(株)、長野愛知電機(株)、白鳥恵那愛知電機(株)、蘇州愛知科技有限公司、広州愛知電機有限公司、蘇州愛知高斯電機有限公司

#### (2) 非連結子会社の名称等

##### ① 主要な会社等の名称

蘇州愛工電子有限公司

##### ② 非連結子会社を連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称 1社

愛知金属工業(株)

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

##### ① 主要な会社等の名称

非連結子会社：蘇州愛工電子有限公司

関 連 会 社：アムトラエレクトリック

##### ② 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち蘇州愛知科技有限公司及び広州愛知電機有限公司並びに蘇州愛知高斯電機有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、決算日現在の貸借対照表及び損益計算書を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券  
満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
- ② デリバティブ  
時価法
- ③ 棚卸資産  
製品・仕掛品  
主として個別法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）  
商品・原材料・貯蔵品  
主として移動平均法による原価法  
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）  
定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 3～60年  
機械装置及び運搬具 4～17年
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 少額減価償却資産  
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、連結会計年度毎に一括して3年間で均等償却しております。
- ⑤ 長期前払費用  
均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

変動金利の長期借入金の金利変動リスク

ヘッジ方針

金利変動リスクの回避並びに金融収支の安定化のために行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の連結会計年度に一括して費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

当連結会計年度の連結計算書類の作成にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響が、来期以降、徐々に回復すると仮定して、会計上の見積りを行っております。従来の見積りに比べ収束時期が延びておりますが、会計上の見積りに重要な変更はありません。しかし、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(退職給付制度の変更)

当社は、2022年3月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。

本移行に伴う影響額は、特別損失に79百万円計上しております。

## 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、当社及び国内連結子会社は、従来は国内販売及び輸出販売について、主に出荷時に収益を認識しておりましたが、国内販売においては主に顧客により製品が検収された時又は顧客に製品が到着した時に、輸出販売においては主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

また、有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っている場合、有償支給した原材料等について消滅を認識しないことといたしました。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

さらに、従来は請負工事に関して、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」に含めて表示しております。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は394百万円減少し、売上原価は356百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ37百万円減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産評価損

- (1) 当連結会計年度計上額 435百万円
- (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を当連結会計年度の費用として棚卸資産評価損を計上しております。正味売却価額は売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しておりますが、その見積りには不確実性が存在し、見積りと実績との間に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	3,069百万円
機械装置	301百万円
土地	1,395百万円
投資有価証券	27百万円
計	4,794百万円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	888百万円
1年内返済予定の長期借入金	323百万円
長期借入金	2,040百万円
計	3,252百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 55,470百万円

なお、減価償却累計額には、減損損失累計額48百万円が含まれております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 9,500,000株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	455百万円	48.00円	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	474百万円	50.00円	2021年9月30日	2021年12月3日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月29日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり付議する予定にしております。

① 配当金の総額	949百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	100円（記念配当35円を含む）
④ 基準日	2022年3月31日
⑤ 効力発生日	2022年6月30日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金のうち、短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、長期借入金の一部については、金利変動リスクの回避並びに金融収支の安定化のため、金利スワップ取引をヘッジ手段として利用しております。

なお、金利スワップ取引については、社内の規定に従い、決裁権限者の承認を受け管理部門にて行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,013	1,003	△9
その他有価証券	3,436	3,436	—
長期貸付金（※2）	162	153	△8
資産計	4,612	4,593	△18
長期借入金	4,381	4,362	△19
リース債務	1,694	1,674	△19
負債計	6,076	6,036	△39
デリバティブ取引（※4）	5	5	—

(※1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 長期貸付金は、投資その他の資産の「その他」に含まれており、また個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 非上場株式（連結貸借対照表計上額119百万円）は、市場価格がないため、「①投資有価証券」には含めておりません。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

#### ①投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、債券は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### ②長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### ③長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、一部の長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記④参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

#### ④デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載していません（上記③参照）。

## 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性がないため、記載を省略しております。

## 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解情報

財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	電力機器	回転機	
小型変圧器	4,249		4,249
中型変圧器	7,709		7,709
大型変圧器	2,611		2,611
制御機器	6,498		6,498
電力システム	4,089		4,089
小型モータ		40,247	40,247
介護用機器		3,219	3,219
プリント配線板		16,780	16,780
その他	3,250	5,722	8,973
外部顧客への売上高	28,410	65,971	94,381

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」に記載のとおりであります。

### (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に請負工事において、進捗度に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検取時に売上債権へ振替えられます。契約負債は、主に請負契約における顧客からの前受金であります。

契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は以下のとおりであります。なお、連結貸借対照表上、契約資産は「売掛金」に、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高 (2021年4月1日)	期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	28,789	37,525
契約資産	617	92
契約負債	577	198

契約資産の増減は、主として収益認識（契約資産の増加）と、売上債権への振替（同、減少）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年以内	59
1年超	101
計	161

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 6,557円31銭
- 1 株当たり当期純利益 586円37銭

# 計 算 書 類

## 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>流 動 資 産</b>	<b>41,509</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>17,573</b>
現 金 及 び 預 金	7,851	支 払 手 形	587
受 取 手 形	851	電 子 記 録 債 務	7,170
電 子 記 録 債 権	3,932	買 掛 金	4,074
売 掛 金	15,925	短 期 借 入 金	1,250
商 品 及 び 製 品	3,280	1年内返済予定の長期借入金	150
仕 掛 品	2,866	未 払 金	1,190
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	3,566	未 払 費 用	1,566
前 払 費 用	30	未 払 法 人 税 等	582
未 収 消 費 税 等	66	預 賞 与 引 当 金	44
短 期 貸 付 金	2,447	そ の 他	607
そ の 他	693		350
貸 倒 引 当 金	△2	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,923</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>27,045</b>	長 期 借 入 金	1,300
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,916</b>	退 職 給 付 引 当 金	893
建 物	2,193	そ の 他	1,729
構 築 物	157		
機 械 及 び 装 置	1,925	<b>負 債 合 計</b>	<b>21,496</b>
車 両 及 び 運 搬 具	35	( 純 資 産 の 部 )	
工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	558	<b>株 主 資 本</b>	<b>46,031</b>
土 地	3,475	資 本 金	4,053
リ ー ス 資 産	346	資 本 剰 余 金	2,199
建 設 仮 勘 定	223	資 本 準 備 金	2,199
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>70</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>39,791</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	58	利 益 準 備 金	812
リ ー ス 資 産	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	38,979
諸 利 用 権	11	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	264
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>18,058</b>	別 途 積 立 金	18,500
投 資 有 価 証 券	4,007	繰 越 利 益 剰 余 金	20,214
関 係 会 社 株 式	4,656	<b>自 己 株 式</b>	<b>△12</b>
関 係 会 社 出 資 金	5,695		
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,618	<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>	<b>1,026</b>
長 期 前 払 費 用	46	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,026
繰 延 税 金 資 産	2,128		
そ の 他	140		
貸 倒 引 当 金	△235	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>47,058</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>68,555</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>68,555</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2021年4月 1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		52,115
売 上 原 価		43,745
売 上 総 利 益		8,369
販売費及び一般管理費		4,741
営 業 利 益		3,627
営 業 外 収 益		989
受取利息及び配当金	560	
固定資産賃貸料	69	
為替差益	295	
その他の	64	
営 業 外 費 用		67
支払利息	27	
その他の	39	
経 常 利 益		4,550
特 別 利 益		55
固定資産売却益	55	
特 別 損 失		81
固定資産除却損	2	
退職給付制度変更による損失	79	
税引前当期純利益		4,523
法 人 税 等		1,267
法人税、住民税及び事業税	1,164	
法人税等調整額	103	
当 期 純 利 益		3,255

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月 1日)  
(至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本 等								株主資本 合計
	資 本 金	資本剰余金 資本準備金	利 益 剰 余 金	剰 余 金			自己株式		
				利益準備金	固定資産 圧縮積立金	その 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金 別途積立金		繰越利益 剰余金	
当期首残高	4,053	2,199	812	267	18,500	17,887	37,466	△11	43,707
当期変動額									
剰余金の配当						△930	△930		△930
固定資産圧縮 積立金の取崩				△2		2	－		－
当期純利益						3,255	3,255		3,255
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	△2	－	2,327	2,325	△0	2,324
当期末残高	4,053	2,199	812	264	18,500	20,214	39,791	△12	46,031

	評価・換算差額等		純 資 産 計 合 計
	その 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,262	1,262	44,969
当期変動額			
剰余金の配当			△930
固定資産圧縮 積立金の取崩			－
当期純利益			3,255
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△235	△235	△235
当期変動額合計	△235	△235	2,088
当期末残高	1,026	1,026	47,058

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

##### ② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

##### ③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) デリバティブ

時価法

#### (3) 棚卸資産

##### ① 製品・仕掛品

主として個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

##### ② 商品・原材料・貯蔵品

主として移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

機械及び装置 4～17年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 少額減価償却資産  
取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、事業年度毎に一括して3年間で均等償却しております。

(5) 長期前払費用  
均等償却

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う金額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の事業年度に一括して費用処理しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) ヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

変動金利の長期借入金の金利変動リスク

##### ③ ヘッジ方針

金利変動リスクの回避並びに金融収支の安定化のために行っております。

- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

当事業年度の計算書類の作成にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響が、来期以降、徐々に回復すると仮定して、会計上の見積りを行っております。従来の見積りに比べ収束時期が延びておりますが、会計上の見積りに重要な変更はありません。しかし、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期には不確実性を伴うため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

(退職給付制度の変更)

当社は、2022年3月1日に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用しております。本移行に伴う影響額は、特別損失に79百万円計上しております。

## 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

(「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用方針」の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の損益計算書は、売上高は226百万円減少し、売上原価は193百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ32百万円減少しておりますが、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 会計上の見積りに関する注記

### 棚卸資産評価損

- (1) 当事業年度計上額 354百万円  
(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、棚卸資産の正味売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を当事業年度の費用として棚卸資産評価損を計上しております。正味売却価額は売価から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除して算定しておりますが、その見積りには不確実性が存在し、見積りと実績との間に乖離が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

## 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物	2,011百万円
土地	1,021百万円
計	<u>3,033百万円</u>

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	600百万円
1年内返済予定の長期借入金	80百万円
長期借入金	1,300百万円
関係会社の金融機関からの借入金	
短期借入金	33百万円
1年内返済予定の長期借入金	12百万円
長期借入金	<u>79百万円</u>
計	2,105百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 31,371百万円

### 3. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対する債務保証 2,713百万円

### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	3,614百万円
短期金銭債務	1,952百万円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	1,696百万円
仕入高	11,687百万円
営業取引以外の取引高	243百万円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 4,634株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	185百万円
退職給付引当金	272百万円
退職給付信託設定額	1,083百万円
棚卸資産評価損	262百万円
確定拠出年金制度移行による未払金	589百万円
その他	564百万円
繰延税金資産小計	2,957百万円
評価性引当額 (△)	△224百万円
繰延税金資産合計	2,732百万円
(繰延税金負債)	
固定資産圧縮積立金	△116百万円
その他有価証券評価差額金	△438百万円
その他	△49百万円
繰延税金負債合計	△604百万円
繰延税金資産の純額	2,128百万円

## 関連当事者との取引に関する注記

### 1. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	中部電力パワーグリッド(株)	—	当社製品の販売先	変圧器等の販売	12,500	売掛金	1,968

(注) 1. 取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
連結子会社	(株)愛工機器製作所	(所有) 直接100.0%	当社原材料等の仕入 資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	2,800	短期貸付金	1,573
				貸付金の返済	1,382	関係会社 長期貸付金	1,270
				利息の受取	8	未収利息	—
	蘇州愛知高斯電機有限公司	(所有) 直接75.0%	生産設備の販売 当社原材料等の仕入 資金の貸付 役員の兼任及び従業員の役員兼任	機械装置等の 売上	646	売掛金	755
				資金の貸付	765	短期貸付金	765
				利息の受取	2	未収利息	2
			債務保証(注)2	2,341	—	—	

(注) 1. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

資金の貸付利率は、市場金利を勘案した利率により決定しております。

2. 蘇州愛知高斯電機有限公司の銀行からの借入金に対する債務保証を行ったものです。

### 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

連結注記表と同一であります。

### 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 4,955円97銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 342円86銭   |

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

愛知電機株式会社  
取締役会 御中

名古屋監査法人  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 今井清博 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 市川泰孝 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、愛知電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、愛知電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算

書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

愛知電機株式会社  
取締役会 御中

名古屋監査法人  
愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 今井清博 ㊟  
業務執行社員  
業務執行社員 公認会計士 市川泰孝 ㊟

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、愛知電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)ならびに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

名古屋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

名古屋監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

愛知電機株式会社 監査役会

常勤監査役 細 江 秀 喜 ⑩

社外監査役 片 岡 明 典 ⑩

社外監査役 橋 本 涉 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類（議案および参考事項）

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当金につきましては、安定配当を継続するという基本方針の下、当期の業績や将来の事業展開等を総合的に勘案いたしまして、前期末に比べ17円増配し1株につき65円、これに創立80周年記念配当金35円を加え、1株につき100円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株につき50円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき150円となります。

1. 配当財産の種類  
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金100円  
総額949,536,600円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由  
「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、この制度に備えるため、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、つぎのとおりであります。

(下線は、変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第18条 (省 略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第20条～第44条 (省 略)</p>	<p>第1条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第20条～第44条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>定款第19条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>第3条 <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

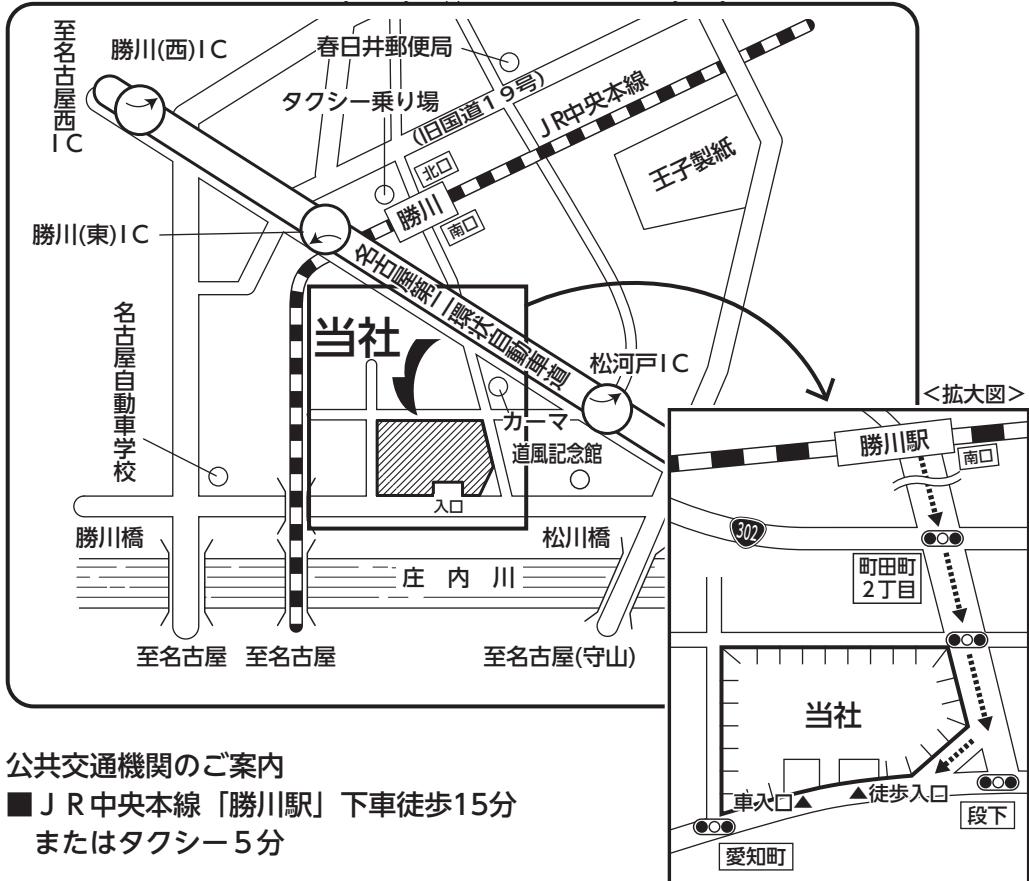
以 上





# 株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県春日井市愛知町1番地  
当 社 会 議 室



## 公共交通機関のご案内

- JR中央本線「勝川駅」下車徒歩15分  
またはタクシー5分

## お車でお越しの場合

- 名古屋第二環状自動車道「勝川I.C」  
または「松河戸I.C」から5分
- 東名高速道路「春日井I.C」から20分